

労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める 化学物質による健康障害防止指針 が新しくなりました

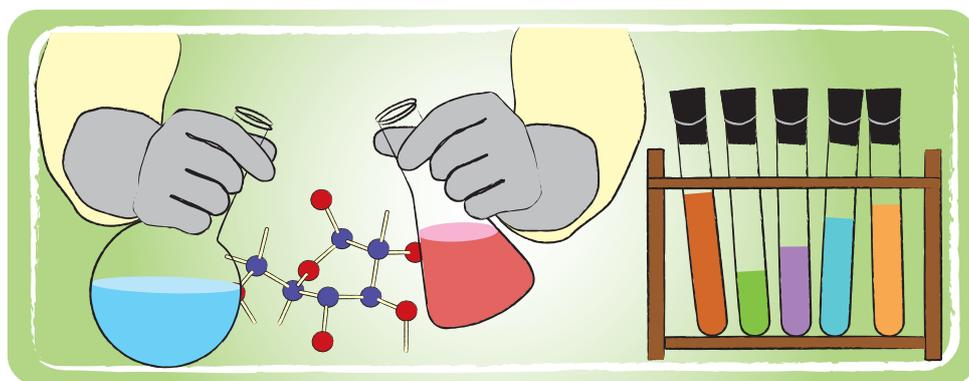
厚生労働大臣は、労働者のがんを起こすおそれのある18の化学物質について、労働者の健康障害を防止するための指針を公表しています。このたび、次のように指針が変わりました(平成23年10月28日公示、平成24年1月28日適用)のでお知らせするとともに、指針の内容について説明します。

○指針の対象物質として8物質が追加されました。

○対象物質ごとの指針が、対象物質共通の指針として1つに統合されました。

追加物質(CAS No.)

- ① 塩化アリル(107-05-1)
- ② オルトフェニレンジアミン及びその塩(95-54-5ほか)
- ③ 1-クロロ-2-ニトロベンゼン(88-73-3)
- ④ 2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン(611-06-3)
- ⑤ 1,2-ジクロロプロパン(78-87-5)
- ⑥ ノルマルブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル(2426-08-6)
- ⑦ パラニトロアニソール(100-17-4)
- ⑧ 1-ブロモ-3-クロロプロパン(109-70-6)



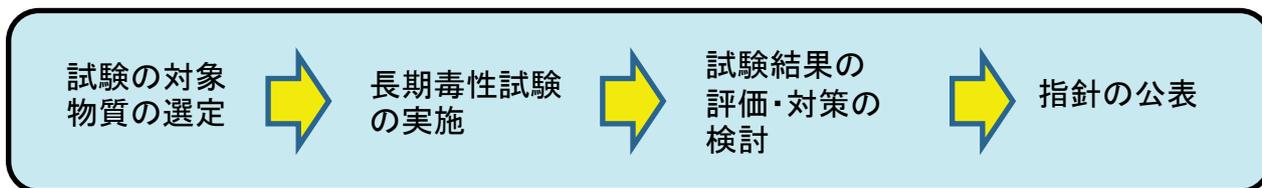
●厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1. 指針の対象物質

追加された8物質を含め計26物質(これらを重量の1%を超えて含有するものを含みます。両者を合わせて「対象物質等」といいます。)が指針の対象となります。

これらの物質は、国による長期毒性試験の結果、哺乳動物にがんを生じさせることが判明したものです。これらの物質の人に対するがん原性は、現在確定していませんが、労働者がこれらの物質に長期間ばく露された場合、がんを生じる可能性が否定できないことから、「化学物質による健康障害を防止するための指針」の対象としています。

指針公表までの流れ



指針の対象物質の法令適用整理表

	物質名	CAS No.	有機溶剤・特定化学物質			表示・通知		
			有機溶剤 (いずれも5% を超える有機 溶剤業務)	特定化学 物質 (5%超え)	指針のみ該当 (1%超え)	表示・通知 対象物	通知対象物	表示・通知 非対象物
1	アントラセン	120-12-7			○			○
2	2,3-エポキシ-1-プロパノール	556-52-5			○		○	
3	塩化アリル	107-05-1			○		○	
4	オルト-フェニレンジアミン及びその塩	95-54-5ほか			○		○※	○※
5	キノリン及びその塩	91-22-5ほか			○			○
6	1-クロロ-2-ニトロベンゼン	88-73-3			○			○
7	クロロホルム	67-66-3	○		●	○		
8	酢酸ビニル	108-05-4			○		○	
9	四塩化炭素	56-23-5	○		●	○		
10	1,4-ジオキサン	123-91-1	○		●	○		
11	1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)	107-06-2	○		●	○		
12	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	89-61-2			○			○
13	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	611-06-3			○			○
14	1,2-ジクロロプロパン	78-87-5			○		○	
15	ジクロロメタン	75-09-2	○		●	○		
16	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-1	○		●	○		
17	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)	127-18-4	○		●	○		
18	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	○		●	○		
19	ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	2426-08-6			○		○	
20	パラ-ジクロロベンゼン	106-46-7			○		○	
21	パラ-ニトロアニソール	100-17-4			○			○
22	パラ-ニトロクロロベンゼン	100-00-5		○	■	○		
23	ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン-水和物	302-01-2ほか			○		○※※	○※※
24	ビフェニル	92-52-4			○		○	
25	2-ブテナール	123-73-9			○		○	
26	1-ブromo-3-クロロプロパン	109-70-6			○			○

- : 以下のア及びイ
ア: 1%超え5%以下の場合
イ: 5%超え、かつ、有機溶剤業務以外の業務の場合
- : 1%を超え5%以下の場合
- ※: オルト-フェニレンジアミンは通知対象物、その塩は表示・通知非対象物
- ※※: ヒドラジン、ヒドラジン-水和物は通知対象物、その塩は表示・通知非対象物